

第11回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 平成30年5月10日 午後3時～午後4時00分

2、開催場所 4階 全員協議会室

3、出席委員（14人）

会長	7番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	清
副会長	8番	筑井	清
	1番	武士	千雅子
	2番	羽鳥	誠
	3番	川端	浩二
	4番	下田	正人
	6番	小島	睦美
	10番	峯岸	恵美子
	11番	萩原	克弘
	12番	猪野	計二
	14番	齋藤	三千男
	15番	勅使川原	亨
	16番	松井	俊裕

4、欠席委員（1人） 9番 金田 邦夫 13番 新井 正芳

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地所有者へのアンケートについて

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

- ・「玉村カレーの日（玉村カレーを味わう会）」について
- ・玉ねぎとじゃがいもの収穫について
- ・のぼり旗（麦秋の郷）の回収について
- ・その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭
事務局 斉藤 博

8、会議の概要

議長 ただ今から第11回総会を開会いたします。
本日は、出席委員は14名ですので総会は成立しております。
それでは、玉村町農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

それでは、6番 小島委員・7番 筑井委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の斉藤氏を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。
議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第1号 番号1 受付番号43000083と番号2 受付番号43000084について議案書と詳細を朗読、説明】
申請地は市街化調整区域にあり、20ha以上の一団の農地の辺縁部であります

ので、第1種農地でありますが集団性を阻害する場所ではなく、例外規定である集落接続であること、除外の容認について番号1は平成29年12月12日に受けており、番号2は昭和56年以前に受けていること等を説明。

議長 関連がありますので番号1、43000083と番号2、43000084の審議を行います。この件に関しまして、農地部会が現地調査を行い、審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43000083、43000084については、周辺農地に影響がないことから許可相当と判断しました。

議長 それでは、質疑に入りたいと思います。43000083、43000084について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号43000083と43000084について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、受付番号43000083と43000084は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続いて、番号3について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第1号 番号3 受付番号43000085について議案書と詳細を朗読、説明】
申請地は市街化調整区域にあるが、申請地は市街地に近接している区域内で農地の集団性は10ha未満であり、第2種農地であること、除外の容認については、昭和56年以前に受けていること等を説明。

議長 番号3、43000085の審議を行います。この件に関しまして農地部会が現地調査を行い、審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43000085についても、周辺農地に影響がないことから許可相当と判断しました。

議長 それでは、質疑に入りたいと思います。43000085について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 43000085 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 43000085 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

続いて、番号 4 について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第 1 号 番号 4 受付番号 43000086 について議案書と詳細を朗読、説明】

申請地は市街化調整区域にあるが、東側道路に上下水道管が有り、500m 以内に医者と学校があるので第 3 種農地であること、除外の容認については平成 29 年 12 月 12 日であること等を説明。

議 長 番号 4、43000086 の審議を行います。この件に関しまして農地部会が現地調査を行い、審議をおこなっておりますので、部会長より報告をお願いします。

部会長 43000086 については、周辺に農地はなく農地への影響がないこと、また申請地は狭く農地として有効に耕作しづらい状況であるので許可相当と判断しました。

議 長 それでは、質疑に入りたいと思います。43000086 について、発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。受付番号 43000086 について原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで、受付番号 43000086 は原案のとおり許可相当と決定いたします。

なお、5 条は県の許認可ですので、町農業委員会の意見を添付して県へ申請書を提出いたします。また、本日の案件は全て全員賛成でしたので、農業会議の意見は必要なしと致します。

続きまして議案第 2 号農地所有者へのアンケートについて事務局より説明をお

願いいたします。

事務局 【議案第2号農地所有者へのアンケートについて詳細を説明】

議長 村内にある農地については、貸したいとの希望があることがわかって、借り手が見つからないと思われしますので、一団の農地の中にある農地で、貸し借りを行ってない農地の所有者についてアンケートを実施するということによろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 事務局でアンケートを送付する人を選別して行っていくということをお願いいたします。

その他、発言のある方は挙手をお願いします。

委員 何もしないとの回答がありますが、このような場所はどうなってしまうのでしょうか。他にも相続により、遠方の人が所有する農地も多くなっていくと思われませんが、このような農地をどのように守っていくかが問題かと思えます。

事務局 貸してもらい、誰かに耕作してもらうしかないと思いますが、どのように貸す気になってもらうかが、これからの課題になっていくかと思えます。

議長 公社にもアンケートについて調整をしておき、公社に直接連絡がいつでも対処出来るようにしておいた方がよいのではないのでしょうか。

事務局 そのようにいたします。

議長 他に何もなければ、次第4の議事については終了といたします。

次に次第5の報告事項に移ります。報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 【報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報告を朗読、説明】

【報告事項第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について報告を朗読、説明】

議長 報告事項第1号から第4号について質疑に入ります。
発言のある方は、挙手願います。

(なしの声)

議長 発言は無いようですので、次第5については終了といたします。
続きまして、次第6その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 【・玉村カレーの日について

- ・玉ねぎとじゃがいもの収穫について
- ・のぼり旗（麦秋の郷）の回収について
- ・その他について、朗読、説明】

議長 その他につきまして、まず玉ねぎとじゃがいもの収穫についてですが、小麦のカントリー稼働が6月3日からとなる予定であります。また、カレーの日が例年より2週間ほど早いので、じゃがいもの収穫は早くしないといけなくなります。田植えの準備と水が来る日程もありますので、玉ねぎとじゃがいもの収穫を一緒に行う方向で日程調整したいと思います。6月18日を予定日、19日を予備日としたいと思いますがいかがでしょうか。

委員 (異議なし)

議長 他に委員より何かありますか。
なければ、本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会といたします。

以上の通り、会議の内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名人

議事録署名人